

### (イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市機構賃貸住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

### (ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施する。

また、多様化する住まいにおける高齢者の生活面・健康面での不安に対しより柔軟に対応できるよう、地域の関係者が連携しつつ、高齢者の安心を確保するために行う体制づくりに対する支援を行う。

さらに、公営住宅等においてL S A（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進するほか、大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化し、生活拠点の形成を図る。

また、一定の要件を満たし都道府県知事に届け出た高齢者専用賃貸住宅を介護保険法の特定施設として取り扱い、さらに一定の人員基準等を満たした場合には特定施設入居者生活介護の指定を受けられることとして、連携を図る。

## (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画でき

るよう、「バリアフリー化推進要綱」（平成16年6月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）を具体的な指針として、政府一体となって社会のバリアフリー化の推進に取り組む。

### ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

また、商店街において大きな課題となっている空き店舗の解消・活用と、高齢化社会への対応を図るため、商店街の空き店舗を活用して、地域社会において高齢者交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置・運営する事業への支援を行う。

### イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下、「バリアフリー新法」という。）に基づき、地方公共団体による基本構想の作成や公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組を促進する。また、バリアフリー新法の施行に伴い、既存の「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」や「公共交通機関の車両に関するモデルデザイン」、及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」などを始めとする各種ガイドラインの見直しを行い、利用者にとってより望ましい形で公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化が進むよう、一層の普及を図る。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の

設置について、税制上の特例措置を講じる。

同様に、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車、移動円滑化基準に適合する客席数60席以上の航空機の導入について、税制上の特例措置を講じる。

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、①幅の広い歩道の整備、②歩道の段差解消・勾配等の改善、③上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供、信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、⑪信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進し、高齢歩行者等の安全を確保する。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備、車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策等を実施する。

さらに、外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地の街区などにおいて、一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交

通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする「くらしのみちゾーン」を形成する。このため、平成19年3月までに登録した55地区に加え、更に意欲の高い地区を募集し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を推進する。

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的な交通バリアフリー化を実現するため、交通ボランティアの組織化・活性化を促進するとともに、交通バリアフリー教室の対象を拡大する等、総合的な人材育成等を推進する。

## ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー新法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、一定の建築物については、税制上の特例措置や、日本政策投資銀行等による政策融資等により支援を行い、優良なバリアフリー建築物の建築の一層の促進を図る。

さらに、バリアフリー環境整備促進事業により、バリアフリー新法に基づく認定特定建築物におけるスロープ、エレベーター等の整備に対し補助を行うことにより、高齢者・障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進する。

窓口業務が行われている官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、自動ドア、エレベーター等の改修を積極的に実施する。

都市公園については、バリアフリー新法に基づき、特定の公園施設の新設、増設又は改築を行う際に公園管理者に基準への適合義務を課すことにより、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進する。

## エ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等との整備を一体的に行う。

## (3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

### ア 交通安全の確保

交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は4割を超えており、今後、本格的な高齢社会が到来することなどを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成18年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第8次交通安全基本計画」

(計画期間：18～22年度)及び「社会資本整備重点計画」(平成15年10月閣議決定。計画期間：15～19年度)等に基づき、①人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育(世代間交流事業等)、③シルバーリーダー(高齢者交通安全指導員)を対象とした交通安全教育、④高齢運転者に対する講習等の充実等の交通安全対策を推進する。

### イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体と協力して推進する。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

また、高齢者の被害が多い、いわゆる「オレオレ詐欺」を始めとする振り込め詐欺・恐喝については、あらゆる法令を活用して、その取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や、関係機関・団体と連携した被害拡大防止活動に努める。

高齢者の消費者トラブルの防止等を図るため、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を、日頃から高齢者に接している周りの人々へ迅速に届けるために、引き続き、メールマガジン「見守り新鮮情報」を発行する。

また、消費者問題に対する啓発と対処策の学習を促進するために、引き続き、高齢者や民生委員やヘルパーなどの高齢者の周りの人々向け

に「消費者問題出前講座」を全国各地で実施する。

また、平成18年4月1日から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」の施行に当たり、養介護施設等の従事者による虐待の状況については、毎年度都道府県が公表する情報等によりその把握に努めることとし、その他養介護者による虐待の状況については、必要な調査・研究等を実施することにより、各市町村・都道府県における対応状況の把握に努めつつ、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

さらに、高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図っているところである。平成19年度においては、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、高齢者施設での特設人権相談所開設を始めとする人権相談の実施及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

## ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害防止施設の重点的な整備、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する。さらに、災害時

における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害情報等の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を進める。また、18年度に変更した土砂災害防止基本方針に基づき災害時要援護者の警戒避難体制等の一層の充実を図る。

高齢者が過半を占める住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、住宅用火災警報器等の早期設置を促すための広報普及活動や防災品の普及促進の方策を検討し、総合的な住宅防火対策を推進する。

災害時要援護者の安全を確保するため、自動火災報知設備の警報器の付属装置として、光、振動等のような情報伝達手段を用いた警報装置について検討を行う。

認知症高齢者等の自力避難困難者が利用する小規模社会福祉施設において、施設関係者向けの防火管理マニュアル等を作成し、自主保安体制の充実強化を図る。

災害時要援護者の避難支援ガイドラインの周知徹底を図るとともに、要援護者避難支援対策の必要性等についての認識を深めるため、シンポジウムの開催や普及啓発ビデオの作成を行い、市町村を中心とした避難支援体制の整備に向けた取組の促進を図る。

また、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保する等の観点から、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の普及を図り、防災力の強化を図る。